

補助金制度のご案内

～ 工事金額の80%補助（最大40万円まで）～



※本案内は補助制度を用いての布設替え工事を強制するものではありません。

1 補助金制度について

給水装置にある鉛製給水管の取り替え工事に対し、一定の要件を満たす場合に、取り替え工事の内容に応じて、工事費の一部を補助する制度です。

2 補助金の対象となる取り替え工事

次の①、②全てに該当する工事が対象となります。

- ① 以下のどちらかの工事であること
 - (1) 分岐口径や水道メーターの増径を伴わない工事であること
 - (2) 分岐口径や水道メーターの増径を伴うが、増径後の口径が20mm以下の工事であること
- ② 取り替え工事の施工後に鉛製給水管が残っていないこと

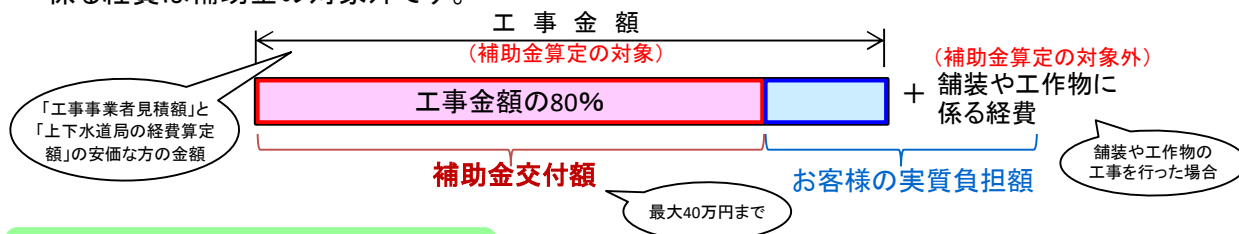
3 補助金を受け取ることができる方

次の①～③全てに該当する方が対象となります。

- ① 個人及び法人（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）であること
- ② 上下水道局の承認を受けている工事（軽微な修繕工事を除く）であること
- ③ 水道料金を滞納していないこと

4 補助金の交付額

補助金の交付額は、工事金額（「工事事業者見積額」と「上下水道局における経費算定額」を比較し、どちらか安価な方の金額）の80%に相当する額で、限度額は40万円です。ただし、舗装や工作物に係る経費は補助金の対象外です。



5 補助金の申請手続き

鉛製給水管の取り替え工事をお考えの場合は、**お近くの盛岡市指定給水装置工事事業者へご相談ください**。盛岡市指定給水装置工事事業者が代行して申請手続きを行います。
※事業者によって見積金額に差がありますので、複数の事業者から見積を取って比較してください。
※見積に際して出張料が発生する場合がありますので、事前にご確認ください。

盛岡市上下水道局ホームページ「みずの輪」内下段の『お客さまへ』→ ページ右下『盛岡市指定給水装置工事事業者』に、地域ごとの業者一覧を掲載しております。



クリック



指定給水装置工事事業者・指定下水道工事店

- 盛岡市指定給水装置工事事業者
- 盛岡市指定下水道工事店

クリック



【お問い合わせ・ご相談先】

● 盛岡市上下水道局給排水課サービス係
[TEL] 019-623-1423

● 盛岡市上下水道局ホームページ「みずの輪」
[URL] <https://www.morioka-water.jp>